

講演会のご報告

「市民の政府」をめざす「自治体法学」

柴田 直子

I 12月3日、地方自治センターの共催で、田村明氏による講演会「いま何故『市民の政府』論か? 『都市の時代』の自治体法学」が行われた。田村明氏といえば、「まちづくり」である。が、今回のお話は、そのような実績から築かれた「自治体学」に重点をおく。学者ではなく実務家が、外側(外国)ではなく自治体を内側から見つめ、「学」としての研究に留まらず自治体を動かす「術」を扱うのが、この「自治体法学」である。「自治体法学会」は、昨年で20周年の区切りを迎えたが、次の20年に向けて、田村氏が課題として掲げるのが、「市民の政府」である。

II 市町村合併に続き、道州制論議で、地方自治は昨今盛り上がっている。しかし、「かたち」の議論が目立つ一方、「そもそも何のための自治体なのか」という議論は見えにくい。自治体とは何のためにあるのか。なぜ、市民に「政府」が必要なのか。

それは、第一に、市民の生活を守るためである、と田村氏はこたえる。もともと、自治体とは自分たちを守るための最小連帯組織であった。第一に続いては、“地域の特性と実情に適応し、即時に対応するため”、“公正な立場に立って、市民生活を円滑にさせるため”、が挙がる。

たとえば、公害について。「法律がないからどうしようもない」と言われてきた。「工場もまだ建設中で、具体的な損害も生じてないとなると……」と。しかし、市民を守りたいなら、そういうわけにはいかない。国はやらなくても自治体はやらなければならないのである。このような自治体は、国から権限がおろされてくるだけの「分権」という言葉では説明できない。そこで出てきたのが、「市民の政府」であった。

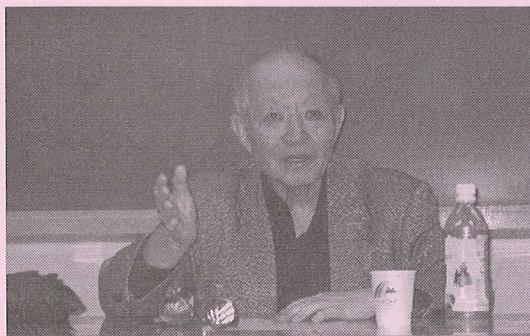
リンカーンのゲティスバーグでの有名な演説の中に、「government of the people, by the people, for the

people」という一節がある。この内、「by people (市民による)」、「for people (市民のための)」は、現在、それなりに実現しているという。しかし、まだなのが、「of (所有格)」の政府、すなわち、「市民」の代弁をするための「政府」なのである。

III 「もう一度、ご経歴を教えてください」という学生さんの質問に答えて、田村氏は、その統合的な思考の背景にある多彩な経歴について、詳しく話してくださった。東大工学部の建築、法学部の法律、政治各学科を卒業し、合計3枚の卒業証書をもつ。その間、複数の中央省庁に採用されるが、長く勤めることなく、民間の会社へと移った。その後、さらに「環境開発センター」に移り、“地域開発のエキスパート”として、都市開発にかかわった。

官僚に長く留まらなかった理由について、田村氏は、「中央官僚になって、2、3日目に、経理係長に呼ばれて、それで私は、官僚の仕事が全て分かってしまったんですよ」と言う。そのとき経理係長に言われた言葉については、ここで書くのは憚られるので、『都市プランナー 田村明の闘い——横浜く市民の政府>をめざして——』(2006)をお読みください。飛鳥田市長のプレーンとなってからのご活躍は、学生さんもお存知のとおりです。

(法学部准教授)



田村明先生